第5次野辺地町行財政改革大綱

改革プラン

（1）事務事業の見直し

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
1	ア 事務事業の見直し	公文書の適正な管理
2	オ 使用料・手数料の見直し	施設使用料、手数料の見直し
3	カ 補助金の合理化	補助金等の適正化

（2）組織・機構の見直し

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
4	ア 組織・機構の見直し	組織・機構改革
5	ア 組織・機構の見直し	役職制度の検証及び見直し
6	イ 職場におけるワークライフバランスの推進	ワークライフバランスの推進

（3）定員管理及び給与の適正化の推進

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
7	ア 新たな定員管理計画の策定	定員管理計画の策定及び進行管理

（4）職員の能力開発等の推進

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
8	ア 人材育成の推進	職員研修の充実及び人材育成の推進
9	ア 人材育成の推進	女性活躍の推進

（5）情報化の推進

（6）公共施設管理運営等の合理化の推進

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
10	ウ 公共施設の維持管理	庁舎建設基金の積み立ての継続

（7）財政の安定化

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
11	ア 長期的な財政計画の策定	収支均衡予算編成の継続、歳入の確保、歳出の削減
17	ア 長期的な財政計画の策定	経常収支比率の改善
12	オ 自主財源の確保等	遊休町有地の有効活用等
13	オ 自主財源の確保等	町税のコンビニ収納

（8）広域行政による事務事業の共同化等の推進

（9）協働のまちづくりの推進

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
14	ア 地域づくり団体活動支援等	協働のまちづくりの推進
15	イ NPO法人の設立支援等	公共施設管理等を指定管理できるような地域密着型事業者を育成
16	イ NPO法人の設立支援等	地域防災体制の充実

整理番号	1	取組名称 （概要）	（1）事務事業の見直し 公文書の適正な管理	担当課	総務課

課題 （改革に取り組む背景）	（背景） ・国では公文書等の管理に関する法律が制度化され、平成30年9月3日、内閣府に公文書監察室を設置することでよりチェック体制の強化が図られた。 ・当町においては、文書取扱規程があり公文書の基本的な取扱いが制度化されているが、実態とすれば、書類全般に渡って整理整頓が行き届いてなく、必要に応じて速やかな検索と情報提供に労力が伴っている。 ・施策や各資料等などは、各課のみで保存されている。 （課題） ・文書を分類別に仕分けされた記録簿「公文書目録」がない。 ・書類置き場となっているコミュニティ防災センター及び行政メモリアルセンターの書類には保管と廃棄の分別がされていない。 ・今後、役場が新庁舎へ移ることとなる場合、持ち出す必要な書類の把握と保管場所の確保が検討される。 ・施策情報や各資料等の情報共有する場所がない。 ・職員一人一人へ公文書は住民の知的資源であることの意識づけと業務遂行を根付かせることが必要とされる。
取組内容・効果	（取組内容） ・野辺地町文書取扱規程の見直し、改正。 ・公文書目録の作成。 ・定期的に書類を整理整頓する意識を啓発する。 ・役場新庁舎移行へ向けて持ち出す書類の選別。 ・新庁舎において、資料室（資料棚）及び電子資料室（全庁共有フォルダ）を設置する。 （効果） ・行政文書の開示請求がきたとき速やかに対応できる。 ・議会対応として、過去の一般質問の回答内容等を検索することにより、参考として活用できる。 ・新たな政策を企画立案する際のバックデータとして活用できる。 ・情報公開が促進される。 ・情報共有することにより、事務の効率化が図られる。
評価指標	取組内容を１００％とする。 ①野辺地町文書取り扱い規程の見直し、改正（３０％） ②公文書目録の作成（４０％） ③資料室（資料棚）設置（１５％） ④電子資料室設置（１５％）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年度目標	①野辺地町文書取り扱い規程の見直し、改正（30%） ②公文書目録の作成（40%） ③資料室（資料棚）設置（15%） ④電子資料室設置（15%）			
実施状況				
効果額・数値				
備考				

<table>
<tr><td>整理番号</td><td>2</td><td>取組名称
（概要）</td><td colspan="2">（1）事務事業の見直し
施設使用料、手数料の見直し</td><td>担当課</td><td>財政課</td></tr>
<tr><td>課題
（改革に取り組む背景）</td><td colspan="6">（課題）
・公共施設等の使用料や各種手数料について、その設定方法があいまいであった。
・令和元年度の消費税率の改定に伴い使用料・手数料を改定すべきかどうかの判断がまちまちであった。
それぞれの設定方法、改定の期限等を明確にし、町民に周知することで各料金の改定時に理解が得られるようにする必要がある。</td></tr>
<tr><td>取組内容・効果</td><td colspan="6">（取組内容）
・使用料・手数料の設定方法に関して調査及び整理。
・設定方法に関するガイドラインの整備、関連条例や規則等の整備。
・ガイドラインに基づき使用料・手数料の受益者負担割合を平均化し、検証、再算定する。（原価に対しての受益者負担割合を算定。）
・現行と再算定の使用料及び手数料の比較
・使用料、手数料の見直しを検討

（効果）
・町が管理する公共施設等の使用料・手数料の統一的な見方ができる。
・施設維持管理費等において、収支均衡が図られなくなった時の改定等もスムーズに実施できる。
・料金改定の際に町民に対しても、改定の根拠等を詳細に説明でき、理解が得られると考えられる。</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="6">令和2年度　使用料・手数料の見直しに関するガイドラインの作成
令和3年度～令和5年度　使用料・手数料の再算定及び見直しの検討（件数）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td colspan="2">令和5年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">年度目標</td><td>ガイドラインの作成</td><td colspan="4">使用料・手数料の再算定及び見直しの検討（件数）</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施状況</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">効果額・数値</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

整理番号	3	取組名称 （概要）	（1）事務事業の見直し 補助金等の適正化	担当課	財政課（総括） 関係課

課題 （改革に取り組む背景）	（背景） ・各団体への補助金は、毎年継続して、多少の増減はあるが補助金を交付している。 ・単独事業の増加及び新規事業の増加により補助金は、増える傾向にある。 ・町が実施する施策に密接に関連する事業を実施する団体に係る補助金は、減額が難しく、増額となる傾向もある。 （課題） ・補助金の減額や見直しについては、今後財政面においても重要な課題となる。 ・補助金事業の内容とその必要性を精査する必要がある。 ・人口減少が進むにつれて、各種団体の会員数の減少から、その事業ができなくなる可能性もあるため、1団体のみではなく、各団体の連携で、事業を存続できる可能性も含め検討することとしたい。
取組内容・効果	（取組内容） ・全補助金事業の洗い出し・指針の制定 ・補助金要綱を再検討（事業実績報告様式の中に、各補助団体からの補助事業の実施効果と検証を行うシステムづくり構築） ・補助事業への効果検証の実施。 ・補助団体への事業内容の聞き取り・精査の実施 ・協働・連携での検討や指導 ・町民や各種団体の理解を得ながら補助金の適正化、自立・連携の推進を促していく。 （効果） ・1団体の実施ではなく、団体の横のつながりを強化しながら実施する連携型・協力型により協働性を構築し、人的な問題や予算面での問題が解消していくと思われる。 ・連携することにより、これまでの補助金額の減額が見込める。 ・町としての補助金の適正化を明確に図りながら、補助団体の自立へつながる。
評価指標	令和2年度　補助金事業の精査、あり方の指針の制定 令和3年度～令和5年度　補助金を見直した件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	補助金事業の精査、あり方の指針の制定	補助金の見直し	補助金の見直し	補助金の見直し
実施状況				
効果額・数値				
備考				

整理番号	4	取組名称 （概要）	（2）組織・機構の見直し 組織・機構改革	担当課	総務課（総括）

課題 （改革に取り組む背景）	（背景） ・多様化した住民サービスに対応するため、いかに効率的に事務事業を展開していくかが喫緊の課題となっている。 ・早急に時代に即した組織・機構の見直しを図っていかなければならない状況にある。 ・新庁舎建設とも密接な関係にあるため、その建設計画の動向についても注視する必要がある。（機構改革及び新庁舎建設とは関連付けて考える必要あり） （課題） ・平成28年児童福祉法の改正、平成29年母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期まで一体的に支援できる拠点づくりの整備に努めるよう国から求められている。（この拠点の設置は令和2年度中を予定） ・各課の再編については、現在の課題等を洗い出したうえで、早急に組織・機構の見直しについての具体的な方向性を検討していかなければならない。（過去の退職者不補充等による職員年齢構成（役職）の偏りによる影響を最小限にするような組織の体制づくりも含む）
取組内容・効果	（取組内容・効果） ・子ども家庭総合支援拠点（仮称）の設置。（現在の健康づくり課に介護・福祉課の児童福祉に係る業務を移管する。） ・各課が横断的に連携できるような体制づくりを検討する。（職員年齢構成の偏りによる影響を最小限にするような施策検討のほか、新庁舎建設計画及び町総合計画など各種計画等との整合性も図る必要あり）
評価指標	組織・機構の見直しに関するワーキンググループ等の開催により、課題を明確化し、住民サービスの向上と時代に即した組織機構の在り方を検討し、実施していく。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	組織・機構の見直しに関するワーキンググループ等を毎年3回以上開催し、随時実施していく。			
実施状況				
効果額・数値				

備考	

<table>
<tr><td>整理番号</td><td>5</td><td>取組名称
（概要）</td><td>（2）組織・機構の見直し
役職制度の検証及び見直し</td><td>担当課</td><td>総務課</td></tr>
<tr><td>課題
（改革に取り組む背景）</td><td colspan="5">（背景）
・平成25年度から機構改革の一つとして担当補佐制度が導入された。
・総務課、地域戦略課、財政課、税務課、介護・福祉課、建設環境課、町民課、健康づくり課に担当補佐を配置し、担当業務の中心的役割を担うことで、その他職員の業務のチェック体制を図ってきた。

（課題）
・役職別職員構成のなかで、特に課長補佐への昇任が少なくなる見通しであり、担当補佐制度が維持出来なくなるため、担当補佐制度に代わる組織づくりが求められる。</td></tr>
<tr><td>取組内容・効果</td><td colspan="5">（取組内容）
・現在の担当補佐制度が上手く機能しているのかを検証したうえで、今後必要であれば担当補佐制度に代わる制度を検討し、課長補佐を配置できない課においては、どのような体制が望ましいか検討する。
・課長補佐に代わって担当業務を取りまとめる職員に対して応分の処遇が必要か検討すると共に見直しに向け必要であれば条例規則等を改正する。
・令和2年度に実態把握と今後の見通しを調査し、事務改善委員会などを通じて検討する。
・令和3年度には実施出来る予定で進める。

（効果）
役職制度の検証及び見直しを行うことで、組織のバランスの安定を図る。</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="5">役職制度の検証及び見直しに関するワーキンググループ等を開催することで、明確化し、その解決に向け、役職制度を見直していく。</td></tr>
<tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr>
<tr><td>年度目標</td><td colspan="4">役職制度の検証及び見直しに関するワーキンググループ等を毎年3回以上開催し、役職制度を見直していく。</td></tr>
<tr><td>実施状況</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>効果額・数値</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

整理番号	6	取組名称 （概要）	（2）組織・機構の見直し ワークライフバランスの推進	担当課	総務課

課題 （改革に取り組む背景）	（背景） ・人口減少や労働力不足を背景に多様な働き方を可能にする社会を目指すため、「働き方改革関連法」が成立された。 ・自治体の役割が多種多様となり、より一層住民へ行き届いた行政サービスが求められる中、全ての職員が健康で生き生きと働きながら、能力を最大限発揮し行政サービスの質の向上を図ることが必要となっている。 （課題） ・職員の健康増進と余暇の充実を目指す。 ・時間外勤務命令の上限を超えないような勤務。 ・年次有給休暇の計画的な取得。
取組内容・効果	（取組内容） ・年次有給休暇利用計画表の作成により年12日以上の取得を目指す。 ・男性職員の配偶者出産休暇及び育児休暇の取得促進。 ・時間外勤務命令の上限、1ヵ月45時間以下、1年360時間以下を管理職に徹底させる。 ・ノー残業デーの実施、毎週金曜日と毎月20日、8月は毎日ノー残業デー。 ・21時以降の時間外勤務は原則禁止。 ・現在の次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画が令和2年度で終わるため、次期計画を策定する。 （効果） ・生活の充実によって、健康で生き生きと働き、仕事の効率・事務能力の向上につながる。 ・ストレスチェックを継続し、結果により高ストレスと診断された職員のセルフケアの促進や改善への支援を行うことにより、メンタル不調に早期対応できる。
評価指標	平均有給休暇取得日数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	12日	12日	12日	12日
実施状況				
効果額・数値				

備考	※平成31年の年次有給休暇平均　11.0日。

<table>
<tr><td>整理番号</td><td>7</td><td>取組名称
（概要）</td><td>（３）定員管理及び給与の適正化の推進
定員管理計画の策定及び進行管理</td><td>担当課</td><td>総務課</td></tr>
<tr><td>課題
（改革に取り
組む背景）</td><td colspan="5">（背景）
・人口減少が進む一方、多様化した行政サービスに応えるためにはマンパワーの確保が必要である。町の財政状況を鑑みつつ、現在の定数条例による職員数の中で、より効果的な体制づくりが望まれるところである。
・障害者の活躍を推進するために職場への受け入れ体制を計画的に取り組む必要がある。

（課題）
・採用から10年未満の経験の浅い職員が半数を占めるなど、組織のバランスが保たれていない。
・効果的な職員配置のためには職員の能力を把握し、より一層人事評価を活用する必要がある。
・限られた職員数の中で、効果的、効率的な人事配置をする必要がある。</td></tr>
<tr><td>取組内容・効果</td><td colspan="5">（取組内容）
・令和3年からの次期定員管理計画の策定。（令和2年度中に策定）。
・職員の給与の適正化を検討する。
・マンパワーを確保するために再任用職員、会計年度任用職員の活用を図る。
・障害者活躍推進計画に基づき、採用に取り組む。

（効果）
・職員一人ひとりの能力が十分に活かせる配置が、結果的に再任用職員、会計年度任用職員を含めた人件費の圧縮につながれば効果となる。
・再任用職員が培ってきた知識や技能を活用することで、若手職員の経験不足等を補うことができる。
・障害者雇用率の目標を達成。</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="5">定員管理及び給与の適正化に関するワーキンググループ等を開催することで、人員配置の適正化及び再任用職員、会計年度任用職員のマンパワーを確保する。</td></tr>
</table>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	定員管理及び給与の適正化に関するワーキンググループ等を毎年3回以上開催し、適正な人員配置を実施する。 令和２年度に策定した定員管理計画に基づく職員数を目指す。 令和7年度までに130人とすることとしている。			
	135人	134人	134人	133人
実施状況				
効果額・数値				
備考				

<table>
<tr><td>整理番号</td><td>8</td><td>取組名称
（概要）</td><td>（4）職員の能力開発等の推進
職員研修の充実及び人材育成
の推進</td><td>担当課</td><td>総務課</td></tr>
<tr><td>課題
（改革に取り
組む背景）</td><td colspan="5">（背景）
・毎年度、定年退職者数に応じて、職員を採用することで、職員の若返りが進んでいる。
・若年職員には、事務の正確性や公務員としての自覚が求めらてれる。
・多様化する住民ニーズに対応することが求められており、より一層の自己研鑽が大事になってきている。

（課題）
・研修に参加しやすい職場環境づくりや周囲の支援が必要とされている。
・多忙により受講の機会を逃すことのないよう、特に長期間の研修においては、職員間での業務の調整が必要である。
・人事評価に結びつくような資質向上を期待する。ただ研修を受けただけではなく、いかに仕事に活かせるかが大事である。</td></tr>
<tr><td>取組内容・効果</td><td colspan="5">（取組内容）
・自治大学校の受講勧奨。
・青森県自治研修所の研修、基本研修及び選択研修受講勧奨。
・市町村職員研修所（市町村アカデミー）の受講勧奨。
・市町村職員実務研修（県庁実務研修）の受講勧奨。
・上十三・十和田湖広域定住自立圏、人材交流ワーキンググループによる研修の受講勧奨。
・業者委託による庁内研修の実施。
・新採用職員等庁内事務研修（管理職が講師）の実施。
・職場内での経験不足の職員への指導・教育の充実を図る。
・人材育成は長期的な視野に立ち、まずは、様々な研修機会を設けて毎年度継続する。
・研修に参加しやすい職場環境づくりを促す。

（効果）
・研修の充実を図ることにより、組織の中で期待される役割を自覚し、求められる能力を十分に発揮できる職員を目指すことが、住民サービスの向上へとつながる。
・職員の能力が人事評価へも反映され、組織全体の業務効率の向上につながる。</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="5">研修参加人数</td></tr>
<tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td></td></tr>
<tr><td>年度目標</td><td>60人</td><td>60人</td><td>60人</td><td>60人</td><td></td></tr>
<tr><td>実施状況</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>効果額・数値</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※平成30年度研修受講者数　48人</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>整理番号</td><td>9</td><td>取組名称
（概要）</td><td>（4）職員の能力開発等の推進
女性活躍の推進</td><td>担当課</td><td>総務課</td></tr>
<tr><td>課題
（改革に取り組む背景）</td><td colspan="5">（背景）
〇女性職員の管理職への登用
・現在、行政職で女性職員の管理職がいない。
・平成28年4月に策定した女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の計画期間が令和2年度までとなっており、次期計画を策定しなければならない。

（課題）
・平成23年度以降、行政職で女性職員の管理職への登用がない。
・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の次期計画の作成が必要である。</td></tr>
<tr><td>取組内容・効果</td><td colspan="5">（取組内容）
〇女性職員の管理職への登用
・令和2年度中に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画令和2年度中に計画を策定する。
・管理職への女性職員登用の目標を定めて、自己研鑽意識の醸成を図る。

（効果）
・女性職員が管理職へ登用されることで、多様で柔軟な発想・意識決定が期待でき、組織全体が活性化する。</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="5">平成28年4月に策定した、女性活躍推進法に基づいく特定事業主行動計画に基づき目標を掲げる。
・管理職への女性職員の登用率を15%を目標数値とする。
（女性管理職÷全体管理職）×１００％＝ （目標１５％）</td></tr>
<tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td></td></tr>
<tr><td>年度目標</td><td>15%</td><td>15%</td><td>15%</td><td>15%</td><td></td></tr>
<tr><td>実施状況</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>効果額・数値</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">※平成31年4月1日現在の女性の登用率は、10.0%。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>整理番号</td><td>10</td><td>取組名称
（概要）</td><td colspan="3">（6）公共施設管理運営の合理化の推進
庁舎建設基金の積み立ての継続</td><td>担当課</td><td>地域戦略課</td></tr>
<tr><td>課題
（改革に取り組む背景）</td><td colspan="7">（背景）
・原子力立地給付金の町民受け取り分の減額については、平成24年度に5年間の時限措置として町民へ理解を求め実施。
・平成25～29年度までの5年間は半額受け取りを実施。
・平成30年度からは、全額町で受け取りを実施。
・小学校の耐震改修工事事業や新庁舎建設及びその起債の返済に充てるため、基金への積み立て等に活用している。

（課題）
・今後も、新庁舎建設費等に活用することとし、町民へ事業の必要性を十分に説明し、理解を深めていただく必要がある。</td></tr>
<tr><td>取組内容・効果</td><td colspan="7">（取組内容・効果）
令和元年5月　基金残高は　281，068，000円。
令和元年度末　基金残高予定額は　390，068，000円。

今後も、継続して全額受け取ることとし、新庁舎建設費とその起債の償還に充てていくものとする。</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="7">基金積立額の継続</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">令和2年度</td><td>令和3年度</td><td colspan="2">令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">年度目標</td><td colspan="2">109，000千円</td><td>109，000千円</td><td colspan="2">109，000千円</td><td>109，000千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施状況</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">効果額・数値</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">※原子力立地給付金は原則、役場庁舎建設や償還に充てられないことから、給付された交付金は、福祉事業や消防・環境事業・地域活性化事業へ充当し、これによって生じる一般財源を基金として積み上げげています。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>整理番号</td><td>11</td><td>取組名称
（概要）</td><td>（7）財政の安定化
収支均衡予算編成の継続、
歳入の確保、歳出の削減</td><td>担当課</td><td>財政課
全課</td></tr>
<tr><td>課題
（改革に取り組む背景）</td><td colspan="5">（背景）
・平成30年度の一般会計決算は1億5千200万円余りの黒字となった。また、経常収支比率は99.7%であり、財政構造は弾力性のない硬直した状態である。これは町の施策に充てるための財源が不足していることを意味している。
・当初予算編成においても、年々、編成段階での財政調整基金からの繰入額が増加しており、町の財政状況は厳しい状態である。
・歳入については、人口減少や少子高齢化に伴う町税の減収など歳入減が予想される。また、国の政策が地方財政へ与える影響も大きい。（電源立地対策交付金、核燃料物質等取扱税交付金、地方交付税等）
・歳出については、類似団体と比較して一部事務組合への支出割合が大きく、特異な団体である。さらに、扶助費は年々増加の傾向にあるほか、公債費も年々増加している。
・当町を取り巻く財政状況は極めて厳しいが、役場新庁舎建設等の大規模事業の実施、不良債務を抱える公立野辺地病院の経営及び耐震化問題、老朽化が進む公共施設の維持管理等、依然として取り組むべき課題は多い。

（課題）
・「事業の選択（事業のスクラップ・アンド・ビルド）」「経常経費のより一層の圧縮」等を図り、財政規模に応じた予算になるよう取り組む必要がある。</td></tr>
<tr><td>取組内容・効果</td><td colspan="5">（内容）
・シーリング予算の継続（経常経費の抑制および削減）
・財政運営計画について、毎年度見直しを行う。また、職員全員に財政見通しを周知する。
（現状を理解して予算編成・予算執行に取り組んでもらう）
・まちづくり総合計画や総合戦略に基づく事務事業評価などを基にスクラップ・アンド・ビルドを徹底する。
・国や県等からの補助金の有効活用（活用できる財源を探すことに力を入れる）
・以上の項目については、安定的な財政運営ができるよう全職員が取り組む。

（効果）
・経常経費の抑制及び削減等
・活用できる財源の確保。</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="5">①当初予算と財政運営計画との財政調整基金繰入額を比較をする
②経常経費におけるシーリングの達成状況
（限度額に対してどれだけ達成されたか、（マイナスシーリングの場合）前年度所要一般財源に対してどれだけ削減されたか）</td></tr>
<tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td></td></tr>
<tr><td>年度目標</td><td colspan="5">①当初予算と財政運営計画を比較した財政調整基金繰入額
②マイナスシーリングの実施</td></tr>
<tr><td>実施状況</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>効果額・数値</td><td>①
②</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

整理番号	17	取組名称 （概要）	（7）財政の安定化 経常収支比率の改善	担当課	財政課

課題 （改革に取り組む背景）	（背景）□ ・当町では平成29年度決算において経常収支比率101.0となり初めて100を超えた。平成30年度決算では100を切ったが、令和元年度（平成31年度）決算において、102.9となり再び100を超える形となった。 このことから、議員の一部より経常収支比率改善プロジェクトチームを立ち上げ、詳細な分析を含めた具体的改善計画を策定するよう要望があった。 （課題） ・当町の経常収支比率を圧迫している大きな原因は、一部事務組合に対する負担金であり、容易に改善できるものではない。これに公債費が年々増加したこともあり、経常収支比率が100を超えたものと分析している。
取組内容・効果	（取組内容） ・「経常収支比率改善事項」（別紙）に掲げる事項 ・現状では課題等により、すぐには着手が難しいものとしている「経常収支比率改善提案未調整事業」については、課題等が解決し次第公表し、実施する。 （効果）□ ・各種経費の削減、歳入の増等による経常収支比率の改善。
評価指標	経常収支比率の改善結果により評価する。 最終目標は令和7年度に経常収支比率99.0を目指す。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	経常収支比率改善報告書の作成	経常収支比率改善報告書の提案事項の実施。 経常収支比率改善提案未調整事業のうち課題等を解決できたものについて実施。 令和7年度で経常収支比率99.0を目標とする。		
実施状況				
効果額・数値				

備考	

（別紙）

経常収支比率改善事項

改善項目		今後の検討･協議･実施内容	期待される効果
町有施設の維持管理費			
	温水プール	・季節・月・曜日等の利用者人数に沿う形での開館日数の調整。（たとえば、冬季間閉鎖、隔月開館、週５日開館等） ・各種事業に係る講習料の徴取や事業者への一部貸し出し等の検討。 ・近隣町村の温水プールの活用の検討。	年間２千万円以上かかっている燃料費等の維持管理費の減。 講習料、使用料等の収入の増。
	小学校	3校の統廃合の推進。（馬門小学校の先行統合含む。）	光熱水費の減。 スクールサポーター、放課後児童指導員等の会計年度任用職員の減。
	さけますふ化場	管理委託方式から貸与方式等への変更の検討。	維持管理費や修繕費用の減。
	施設全般	・冷暖房設定温度の見直し（±１℃など） ・利用が少ない時期（たとえば盆や年末年始など）や時間帯の休館・閉館。 ・運動公園など収益が見込める施設の指定管理者制度の導入の検討。 ・受益者負担の原則に則った施設使用料の徴収。	光熱水費、人件費等の減。 使用料収入の増。
	道路関係	・工事区域調整による単年度事業費の抑制。 ・普通交付税の算入に必要な道路台帳の更新。	公債費の抑制。 普通交付税の増。
	放課後児童クラブの利用料	国の制度設計に則った利用料の徴収。	歳入の増。
人件費			
	職員数	新規定員管理計画策定による職員数の削減。	人件費の減。
	特殊勤務手当	町税や水道料金の徴収業務特殊勤務手当の廃止を含めた見直し。	他の徴収業務との均衡、人件費の減。
	会計年度任用職員	・会計年度任用職員の人数、勤務時間の見直し。 ・複数課での共同雇用の検討。	会計年度任用職員の経費の減。
公債費			
	地方債のシーリング	プロジェクト事業以外の地方債借入額にシーリングをかけ事業の平準化を図る。	公債費の抑制。

一部事務組合負担金			
	北部上北広域事務組合	・特別交付税を財源とした野辺地病院の経営改善への支援等。 ・補助金や地方債の活用等を含めた中長期的な計画の策定の依頼。 ・予算編成における構成町村との連絡協議の徹底。	財源の確保、負担金の圧縮。
	下北地域広域行政事務組合	・浄化槽設置費補助の継続（汲み取り式から浄化槽への転換） ・汚泥の脱水までをむつ衛生センターに委託とし、町による脱水ケーキの埋立処分の検討。	し尿、汚泥の搬入量の減。 負担金の減。
委託、補助、負担金			
	負担金、補助金	・法令外負担金の精査（不要な団体からの脱退等） ・補助している団体に対し、歳出削減を依頼。	負担金、補助金の減。
	乳幼児健診の委託料	1歳6か月児健診及び3歳児健診の委託料を他市町村並みに引き下げる。	令和3年度から年額30万円の減額。
	（一財）野辺地町観光協会	役職員の人員体制の見直しやイベント等事業の精査による歳出の削減。	補助額の減。
各種事務・事業			
	企業誘致	導入促進基本計画の策定により先端設備等の導入に係る固定資産税の軽減（3年間）。	企業誘致による税収の増、雇用の増。
	事業全般	・町総合計画に基づく実施計画が毎年増えていっていることから、事業のスクラップ＆ビルドの観点で、事業の廃止・統合・再構築を実施。 ・参加・利用の少ない事業や費用対効果の低い事業の見直しまたは廃止。 ・クラウドファンディングの活用の検討。	事業費の抑制。
	消防団事務	防災安全課が所管している消防団事務の消防署への移管について検討。	経費の削減のみならず業務の効率化も含めて検討。
その他各種経費			
	振込手数料	・振込手数料がかからない指定金融機関に開設された口座等の利用促進。 ・消耗品等のまとめ買いによる振込件数の削減。	振込手数料の減。
税収			
	税金の支払い方法	コンビニ払いやキャッシュレス決済、クレジットカード決済等の検討。（ただし、納税組合との並行稼働やコンビニ手数料の捻出と並行検討。）	町民へのサービス向上になるが、税収の増や経費（人件費等）の節減につながるか検討・確認が必要。

<table>
<tr><td>整理番号</td><td>12</td><td>取組名称
（概要）</td><td>（7）財政の安定化
遊休町有地の有効活用等</td><td>担当課</td><td>財政課</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>課題
（改革に取り組む背景）</td><td colspan="4">（背景）
・第４次行財政改革大綱に基づき、固定資産台帳の整備や固定資産台帳から遊休町有地情報を引き出し整理を行っているが、全てを網羅した遊休町有地の一覧表作成には至っていない。

（課題）
・専門的な知識の取得や業務量の大幅な増が見込まれる。</td></tr>
<tr><td>取組内容・効果</td><td colspan="4">（取組内容）
・町有地を積極的に売却し、または、交換及び貸付を行っていく。
・売却・貸付のための要領や手順を作成。
・県等への情報提供等を行う。
・公売方法の検討、及び公売（一般競争入札）のための情報提供、売却・貸付できる町有地の公表（ホームページ等）

（効果）
・売買及び貸付等による収入の確保。
・企業誘致等の促進に寄与する。</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="4">売却・貸付できる町有地の中で公表した件数</td></tr>
<tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr>
<tr><td>年度目標</td><td>10件</td><td>10件</td><td>10件</td><td>10件</td></tr>
<tr><td>実施状況</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>効果額・数値</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">※平成30年度　土地売却1件　3,809千円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>整理番号</td><td>13</td><td>取組名称
（概要）</td><td colspan="2">（7）財政の安定化
町税のコンビニ収納</td><td>担当課</td><td>税務課他</td></tr>
<tr><td>課題
（改革に取り組む背景）</td><td colspan="6">（背景）
・町税の収納は、口座振替制度を除くと役場窓口か金融機関に支払いに行かなければならず、休日や夜間は閉まっており、納税者は不便を感じている。
・平成15年度税制改正において、納税者の利便性の向上を図る等のため、地方自治法施行令の改正（第158条の2）が行われ、地方税の収納事務の民間委託が認められ、コンビニエンスストアへの地方税の収納委託を行う地方団体が増えている。
・県内市町村では19団体、近隣市町村では十和田市、三沢市、六戸町が導入している。

（課題）
・町税のコンビニ収納について、未だ実施されていない。</td></tr>
<tr><td>取組内容・効果</td><td colspan="6">（取組内容）
・各団体との調整
・コンビニ収納を実施するための町税条例の一部を改正及び規則制定。
・収納代行会社を庁内検討委員会で選定し、委託契約締結。
・周知及びテスト
・コンビニ収納実施

（効果）
納付場所の拡大による納税者の利便性の向上</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="6">○令和２年度～令和4年度の取組状況を１００％とする。
・令和２年度：各団体との調整（４０％）
・令和３年度：コンビニ収納を実施するための町税条例の一部を改正及び規則制定、収納代行会社を庁内検討委員会で選定し、委託契約締結。（３０％）
・令和４年度：周知及びテスト（３０％）

○令和５年度は、コンビニ収納を実施し、現金支払全体の4割を目標とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td colspan="2">令和5年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">年度目標</td><td>各団体との調整（40％）</td><td>町税条例改正、規則制定、委託契約締結（30％）</td><td>周知及びテスト（30％）</td><td colspan="2">コンビニ収納4割</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施状況</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">効果額・数値</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">【費用】
①収納代行会社へ支払う基本料金1千円（税抜き）／月、②コンビニへ支払う収納事務手数料61円（税抜き）／件（町県普徴5,549+固定23,211+軽自4,959+国保11,333）*40%*61円*1.1=121万円、③収納代行会社へ支払う初期費用10万円（税抜き）、④ベンダーへ支払う基幹システムのテスト費用132万円</td></tr>
</table>

整理番号	14	取組名称 （概要）	（9）協働のまちづくりの推進 協働のまちづくりの推進	担当課	地域戦略課（総括） その他関係課

課題 （改革に取り組む背景）	（背景） ・これまでは、町の規模（職員数）の割に、行政（町）が直接実施してしまうことが比較的多いように感じられた。（各種イベントや外注可能な事務及び作業など） 今後さらに人口減少が進むにつれ、職員数の増加が見込めない現実や当町の財政状況等を総合的に勘案した場合、行政だけの対応では町のサービス維持に限界が来ることを十分に理解し、町の最上位計画にもあるように、町民との協働（情報の共有化、参画・協働のまちづくりの推進、コミュニティ活動の推進）をより進めていかなければならない。 （課題） ・人口減少に伴う職員数の減や財政状況による町民サービスの低下や危機感の希薄さ。 ・協働のまちづくりの認知不足（「協働」の理解不足含む）。
取組内容・効果	（取組内容） ・まちづくりに関する学習会、講演会等の開催。 ・町民、各種団体、企業、行政がそれぞれの役割に応じた行動するため「協働のまちづくり指針」のさらなる推進と「協働の必要性」の啓発。 ・新たに策定される「町まちづくり総合計画」等への協働のまちづくりに関わる積極的な施策の展開。 （効果） ・役割分担の明確化による町民と行政が一体となったまちづくりの実現。 ・理想的なより良いまちづくりを目指して、自主的、自覚的に地域の課題解決に携わることで、町民の意識の高揚と郷土愛の醸成に寄与する。
評価指標	官民協働により町の活性化に取り組む事例数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	15件	17件	19件	21件
実施状況				
効果額・数値				

備考	※年度目標は、毎年度の取組数も含む。 例：のへじ祇園まつり、常夜燈フェスタなど。

<table>
<tr><td>整理番号</td><td>15</td><td>取組名称
（概要）</td><td>（9）協働のまちづくりの推進
公共施設管理等を指定管理できるような地域密着型事業者を育成</td><td>担当課</td><td>地域戦略課、財政課及び施設を管理する課</td></tr>
<tr><td>課題
（改革に取り組む背景）</td><td colspan="5">（背景）
・行政の効率化、住民サービスの向上等を図るため、民間委託等の実施が適当な事務事業については、民間委託等により業務の効率化を目指している。
しかしながら、大きな効果が見込まれる公共施設の指定管理については、受託できるような事業者が育成されていないことから進んでいない。

（課題）
・指定管理請負団体がない。
（NPO及び事業者のみならず、今後は団体も含め育成が必要。）
・現在、公共施設を委託している団体等は、人的、財政的な資源が不足している。</td></tr>
<tr><td>取組内容・効果</td><td colspan="5">（取組内容）
・施設管理の委託実績のある団体について、指定管理の受託に向けた問題点等を整理する。
・事業者の育成講座や各種団体の育成に係るワーキンググループ等の開催。
・持続可能で地域密着型の協働に対応できる事業者の起業に向けた相談対応など団体設立支援。

（効果）
・指定管理を受けられる事業者や団体の増加。
・持続可能な団体が指定管理を行うことでコスト削減（町からの支出減）が期待できる。
・指定管理にすることによる、施設管理関係等に関する職員の事務軽減。</td></tr>
<tr><td>評価指標</td><td colspan="5">各種団体の育成のための講座やワーキンググループ等を開催することにより、指定管理を受けられる事業者や団体を育成・支援する。</td></tr>
<tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td colspan="2">令和5年度</td></tr>
<tr><td>年度目標</td><td colspan="5">各種団体の育成のための講座やワーキンググループ等を毎年2回以上開催し、事業者や団体を育成・支援していく。</td></tr>
<tr><td>実施状況</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>効果額・数値</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">・社会教育施設及びスポーツ施設・コミュニティ施設等
地域の施設として、分野別においての管理運営を実現していかなければならない。
例：スポーツ施設・・・町体育協会・総合型スポーツクラブでの運営（活動拠点）
社会教育施設・・・地域の団体
コミュニティ施設・・・自治会等
物産施設等・・・産業団体等　など</td></tr>
</table>

整理番号	16	取組名称 （概要）	（９）協働のまちづくりの推進 地域防災体制の充実	担当課	防災安全課

課題 （改革に取り組む背景）	（背景） ・災害等から町民の生命と財産を守ることは、町の最も基本的な使命であり、町は防災の一時的責任者として、県、消防、警察及び自衛隊など関係機関の協力を得て防災活動を実施していく必要があるとともに、自助及び共助を含めた町全体が一体となった防災体制の構築が求められる。 （課題） ・自助（できることは自分で）、特に共助（地域コミュニティ等による助け合い）の意識の低迷。 ・防災に関する知識や初期対応体制の認識不足。 ・防災訓練等への参加体制意識の低さ。
取組内容・効果	（取組内容） ・地域における自助、共助体制の強化及び自主防災組織の結成の促進。 ・各自主防災組織に防災士（現在、２団体に各１名）を育成するなどの防災力の強化。 ・各自主防災組織の町防災訓練及び各種防災研修等への参加促進。 （効果） ・災害発生時のおける被害軽減や地域内連携の強化。 ・地域防災力の強化。 ・行政と地域の連携。協力体制の強化及び防災意識の高揚。
評価指標	自主防災組織の結成数 ※令和元年度末の町の自主防災組織は8団体（うち、自治会による自主防災組織は5団体）であり、令和５年度までに新規結成を3団体、合計１１団体の結成を目指す。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	自主防災組織新規結成数　3団体			
実施状況				
効果額・数値				

備考	